

る。また医療安全管理室との連携や患者へのインフォームドコンセント、手順書の範囲外だと判断するアセスメント能力の維持・向上のため日々研鑽が必要である。

以上が課題と考える。修了生が増員できるように特定行為ができる看護師が魅力的なものであることを伝え啓蒙活動をさらに推進していく。また、実践できる特定行為の種類を病院の現状に合わせ修得していくこと、役割モデルとしての看護実践・多職種連携の中でのリーダーシップを発揮するということが必要である。さらに定期的な特定行為検証のための委員会が必要であり、日々の看護ケアを通して医学的視点を持った実践能力や判断力を発揮し、迅速な対応と安全・安楽な療養生活の支援を行うことが必要だと感じている。また、今後の社会の動向や診

療報酬の加算について注視していく必要があると思う。2年間を通じて活動してきたが、まだまだ特定行為ができる看護師の存在価値や効果を得ることはできていないと感じている。積極的に活動し、地域医療の場でも活躍できるよう、今、著者にできることを確実にやり、まずは基盤づくりを行っていきたいと考えている。

〈本論文は第72回国立病院総合医学会シンポジウム「特定行為看護師の養成を促進する」において「南九州病院における特定行為研修修了者の活動」として発表した内容に加筆したものである〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。

今月の 用語 隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【看護師特定行為】

英 Nurses Pertaining to Specified Medical Acts

和 看護師特定行為

看護師特定行為（Nurses Pertaining to Specified Medical Acts）（以降 特定行為）とは、保健師助産師看護師法における診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力および判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為である。38の特定行為は、21の特定行為区分に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われる。（表1）これらの特定行為研修の実施機関については、厚生労働大臣が指定した大学、大学院、病院、医療関係団体などがある。

特定行為の実施については、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」、「診療の補助の内容」などを指示した手順書により行う。

厚生労働省によると、特定行為研修を修了した看護師数は令和元年9月現在で1,833名（修了者延べ人数：1,4191名）。特定行為区分別では、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」が1,496名と最も多く、次いで「創傷管理関連」が1,024名、「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」が956名となっている。

参考資料

1) 厚生労働省HP；特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

2) 厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/medical-care/dl/150407-02.pdf>

3) 日本看護協会HP；特定行為研修

<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/index.html>